

仕様書

- 1 件名  
潤滑油（主機関用）16,000リットルほか1点買入（舞鶴・敦賀）
- 2 品目・規格・数量
  - (1) 品目：潤滑油（主機関用）  
規格：ENEOS マリンT104（SAE40） 同等品不可  
数量：16,000リットル（巡視船だいせん）
  - (2) 品目：潤滑油（主機関用）  
規格：ENEOS マリンT204（SAE40） 同等品不可  
数量：7,000リットル（巡視船つるが）  
8,000リットル（巡視船えちぜん）
- 3 納入場所
  - (1) 舞鶴港停泊中の巡視船だいせん
  - (2) 福井県敦賀市金ヶ崎49-3 巡視船つるが  
福井県敦賀市金ヶ崎49-3 巡視船えちぜん
- 4 納入期限（納入期間）
  - (1) 巡視船だいせん分  
令和8年6月30日～
  - (2) 巡視船つるが・巡視船えちぜん分  
令和8年11月30日
- 5 検査  
納入完了後、第八管区海上保安本部で任命する検査職員の検査を受けること。
- 6 支払条件等  
検査合格後、一括払い  
官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。
- 7 その他
  - (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議しその指示に従うこと。
  - (2) 契約締結後、納入日及び納入方法等について担当職員へ連絡すること。

- (3) 搭載方法については、停泊している巡視船だいせん及び巡視船つるが、巡視船えちぜんのタンク内に直接給油すること。
- (4) 納入に際しては、関係法令等を遵守し、所管消防署長に申請が必要な場合は申請し承認を受けること。なお、申請に要した費用は、関係書類の写しを添えて別途請求すること。
- (5) 納入にかかる費用は、受注者の負担とする。
- (6) 納入に際し、担当職員立会いのうえ実施し、流出、落下等しないように厳重に注意して行うこと。流出、落下等の事故が発生した場合、直ちに防除措置等を実施し、担当職員に連絡すること。
- (7) 防除措置等に要した費用については、納入業者負担とする。
- (8) 納入物品は、納品書を添えて納入することとし、検査を受けること。
- (9) 納入する潤滑油は新品とし、試験成績書等、検査に必要な書類を担当職員に提出すること。
- (10) 納品に際し、知り得た事実については、他に漏洩してはならない。

## 8 仕様に関する問合せ先

- (1) 巡視船だいせん分  
舞鶴海上保安部管理課渉外係 0773-76-4120
- (2) 巡視船つるが・巡視船えちぜん分  
敦賀海上保安部管理課 0770-22-0666